

2023 年 5 月 8 日

大 阪 市 教 育 委 員 会
教育長 多田 勝哉 様

大阪市学校給食調理員労働組合
執行委員長 野村 あづさ

要 求 書

日頃は、大阪市における学校給食事業及び給食調理員の勤務労働条件の改善に努力されている貴委員会に敬意を表します。

2022 人事院勧告では、月例給の引き上げが平均 921 円、一時金の年間支給月数 0.10 月分増と、3 年ぶりの引き上げ勧告が行われ、人事委員会においても同様に引き上げ勧告がなされました。しかし、今回の月例給の改定は若年層にとどまっており、今般の物価高騰が全世代へ影響していることを踏まえれば、決して満足のいくものではありません。

大阪市においても月例給の公民較差（7,564 円、1.93%）を解消するため、人事委員会勧告どおりの引き上げ、一時金については、昨年度 12 月期から 0.10 月分引き上げ、年間の支給月数を 4.40 月としましたが、引き上げ分については、勤勉手当に配分するとの考えが示されました。

また、給与制度改革以降、多くの組合員が最高号給に達しており、結果的に昇給できない組合員が年々増加しています。現在の大阪市の給与制度は他に例もなく、早期に見直すべきであり、早急に総合的な人事・給与制度を構築すべきです。

さらに学校給食現場では様々な感染症対応として、調理員はこれまで以上の消毒作業の徹底に加え、高い水準の衛生管理を求められ職務を遂行しています。新たな感染症や近年多発する大規模な自然災害への対応などに、職員が自身の生活に不安を抱くことなく、高い使命感と責任をもって子ども達のいのちと成長を守るために専念できる給与と勤務労働条件の確保こそが重要です。

そのためにも、大阪市教育委員会は、未来ある子どもたちの成長の糧となる「学校給食」が、豊かで笑顔あふれるものであり続けられるよう、労使一体となり進めていくべきと考えます。子どもたちの「食」を守り、その「食」を守るため真摯に業務にあたる給食調理員の働きやすい職場環境、賃金労働条件、制度の改善を要求します。

以下の要求項目に対して、大阪市教育委員会の誠意ある回答を要求します。

記

1. 学校給食を自治体行政の責任として直営を基本とした体制で行うこと。

2. 要員の確保について

- (1) 新規採用を行うこと。
- (2) 業務、労働実態に見合う人員を確保し、多様化する献立調理業務に見合った配置基準とすること。
特に親子方式の学校給食提供校、自校炊飯校の配置基準については実態に即したもののとなるよう必要な改善を図ること。
- (3) 年度途中の退職による欠員は、新規採用による本務職員で補充すること。
- (4) 代替要員不足の解消を図り、代替要請に対しては速やかに派遣すること。
- (5) 長欠者や妊娠中の通院補償と産前産後休暇・育児休暇の取得者の補充は本務職員で対応すること。
- (6) 会計年度任用職員は学校給食にふさわしい人材を登用し、正規職員と同様の勤務時間を確保すること。

3. 人事評価制度について

- (1) 人事考課制度の実施にあたり、評価項目や着眼点については、より実態に応じたものになるよう検証・改善を行うこと。
 - (2) 被評価者が不公平感を覚えず、評価者の負担を軽減するためにも評価者研修の拡大を行うこと。また、組合員への周知徹底と制度理解に向けて十分な説明を行うこと。
- ## 4. 現業管理体制の円滑な運営に努めること。
5. 学校における食育を効果的に推進するため、保護者・地域と連携した取組などに専門調理師や調理師、食育推進委員の資格を有する学校給食調理員の活用をはかること。
 6. 定年退職後の生活設計が安心できるような高齢者雇用制度については業務実態を十分ふまえた高齢者制度となるよう検討すること。また、定年延長にあたっては職務給の原則のもと給与水準を確保するとともに制度設計にあたっては国とは異なる加齢に伴う困難職域などの現場実態をふまえ多様で柔軟な働き方が可能となるよう処遇改善を含めた高齢期雇用制度の確立に向け早急に組合との協議を行うこと。
 7. 本務職員・会計年度任用職員などの区分に応じた各種研修の充実を行うこと。
 8. 自校炊飯校において発生する諸課題について、誠意をもって対処すること。
 9. 学校給食業務委託後について、調理業務に関わる衛生管理水準等の均衡を図りつつ検証を行うとともに、労使によるチェック体制を確立すること。
- ## 10. 「安全で安心の学校給食」の確立について
- (1) 学校給食の食材料は教育委員会の責任において、品質と安全を確保すること。
 - (2) 食品の安全性についてチェック体制を確立すること。また、問題等が生じた場合は万全の調査を行うこと。
 - (3) 調理後の食品の適切な温度管理が行える設備を完備すること。
 - (4) 緊急対応時の給食内容について検討し、迅速に対応すること。
 - (5) 安全衛生管理上、パン・牛乳の配送方法等について検討すること。

- (6) 食育の観点に合った食器の充実を行うとともに、安全性に配慮し早急に改善すること。
- (7) ドライシシステムの全校導入、献立の多様化に伴う機械・器具・食缶等の改善、充実を行うこと。
- (8) 機械器具の保守点検を定期的に行うこと。

11. 個別対応給食について

- (1) 個別対応給食について現場に即した研修を行うこと。
- (2) 食缶等の充実を行うこと。
- (3) 個別対応食の誤食を防ぐ対応策を講じること。

12. 学校給食事業における労働安全衛生管理要綱の徹底について

- (1) 労働基準法、労働安全衛生法の規則「学校給食事業における安全衛生管理要綱」の周知徹底を行うこと。
- (2) 公務災害の防止対策は、労使協議を基本としながら二度と同じ事故は起こさないとする強い意志をもって講ずること。
- (3) 手指関節症（指曲がり症）が公務上疾患と認定された組合員に対しては、職制責任として対処されること。
- (4) 休職者の実態をふまえ、原因分析を行うとともに学校給食職場におけるメンタルヘルス対策事業の一層の充実を図ること。特に心の健康の保持、増進の観点から「心の健康づくり指針」の策定をふまえ実効あるものにする。
- (5) 精神疾患による病気休職からの復職者に対する「職場復帰支援事業」を実効あるものとする。また、復職後の人的支援について拡大・充実をおこなうこと。
- (6) パワハラ・セクハラ等、あらゆるハラスメントを給食室内から一掃させる取り組みを推進すること。
- (7) 老朽化にともなう機械器具の更新を早急に行うとともに、更新時には新機種を導入すること。新機種導入にあたっては、機械研修を行うこと。
- (8) 給食室内の空調設備を速やかに全校整備されること。
- (9) パンデミック（インフルエンザ・ノロウイルス・新型コロナウイルス感染症等）感染力の強い病気になり患した（擬陽性含む）場合は、陰性になるまでの期間を評価に反映しない特別休暇とすること。その間の検査費用は公費負担とすること。
- (10) 給食提供中止に伴う食材の廃棄は、当該校で行わせない策を講じること。

13. 「中学校給食における親子方式の給食」の提供について

- (1) 従来の食数換算による配置人員を基本とせず、調理及び提供時間、業務量を鑑みた人員配置を行うこと。
- (2) 協会から搬入されない物資については、子校への直送とすること。
- (3) 牛乳及び給食残菜について親校へ返却せず子校で処理すること。
- (4) 親校への異動に伴う研修は、既親校での調理業務を伴う研修とすること。
- (5) 子校の教職員に対し「学校給食」に対する理解を深めるとともに、「食育」の観点から

も連携・協力体制を整えること。

14. 事務手続きのシステム化に円滑に対応できるよう、給食室にパソコンの設置を行うこと。また、学校給食調理員全体研修や講習会、区学校給食打ち合わせ会等を可能な限り開催するためリモートシステムの導入をおこない環境を整えること。
15. 防災の充実について
 - (1) 多機能生活条件をもつ地域防災拠点である学校を整備すること。
 - (2) 災害時の学校給食現場における給食調理員の役割を明確にすること。
 - (3) 災害時に備えて、給食調理員の研修、訓練を実施すること。